

◇日本地方自治学会 年報「論文」・「ノート」 公募要領

日本地方自治学会年報編集委員会
2006年11月11日総会にて承認
2019年7月20日理事会にて変更

日本地方自治学会では、学会創立20周年を記念して、年報・地方自治叢書第20号（2007年10月刊）から、『年報』という発表の場を広く会員に開放することと致しました。

叢書の総頁数の関係で、「論文」「ノート」は最大3本までの掲載に限られますが、このことにより、学際的な本学会の特徴をより明確にし、年報の充実により、多角的な視点による地方自治研究の水準をさらに引き上げていきたいと考えます。

つきましては、以下の要領にて「論文」「ノート」を公募しますので、積極的にご応募ください。

1 応募資格

毎年11月末日現在での全ての個人会員（一度掲載された方は、その後2年間応募をご遠慮いただくこととします）。

2 テーマ・内容

地方自治をテーマにしていれば、内容は応募者の自由としますが、日本語で書かれた未発表のもの（他の雑誌等に現在投稿中のものは応募できません）とし、「論文」または「ノート」のいずれか一点に限ります。

「論文」は、知見の新しさなどを求める学術論文を対象とし、「ノート」は、研究の中間段階でありながら一定のまとまりを持つものや学術的関心に支えられた行政実務についての論述など、地方自治研究を刺激することが期待されるものを対象とします。

3 原稿枚数

「論文」については、24,000字（400字詰原稿用紙60枚）以内、「ノート」については、12,000字以上16,000字未満（400字詰原稿用紙30枚以上40枚未満）とします。字数には、表題・図表・注・文献リストを含みます。

4 応募から掲載までの手続き

① 意思表示

応募者は、毎年12月末までに、原稿のプロポーザル（A4、1頁、1,200字程度）を、「封書」で、表に「日本地方自治学会論文・ノート応募」と明記の上、下記日本地方自治学会年報編集委員会委員長宛にお送りください。

プロポーザルには、何をいかなるアプローチで明らかにしようとするのか、内容のおおよその構成とその素材について説明してください。「論文」と「ノート」のどちらでの掲載を希望しているのかについても明記してください。

プロポーザルと実際の応募原稿の内容が大幅に異なる場合には、原稿を受理致しません。

応募の意思表示をされた方には、プロポーザル受理の通知とともに、応募件数の状況、執筆要領をお送りします。

・プロポーザル送付先 日本地方自治学会年報編集委員会委員長
〒760-8523 香川県高松市幸町2番1号 香川大学法学部501号室
三野 靖

② 応募原稿の締め切り期日

翌年の2月中旬必着とします。上記日本地方自治学会年報編集委員会委員長宛に、執筆要領に従った完全原稿とそのコピー1部、計2部を、郵送してください。それ以外の方法では受け取りません。

③ 応募者の匿名性確保のための作業

2下旬に、年報編集委員会が、査読に当たって応募者を判らないようにするため、応募「論文」「ノート」の一部について、必要最小限のマスキング（黒塗り）を施すことがあります。応募にあたっては、このマスキングがなされても、論旨を損わないよう、引用・注等に配慮した執筆をお願いします。

④ 審査方法

3月に入ると、年報編集委員会が、応募のあった「論文」「ノート」各1編につき、匿名で、3名のレフェリー（査読者）を委嘱し、およそ、1ヶ月間、審査をお願いし、その審査結果をもとに、掲載の可否を決定します。

3名のレフェリーのうち、2名以上が掲載可と判定した場合は、掲載できるとの原則で運用します。

しかし、年報への掲載可能本数は「論文」「ノート」あわせて、最大三本と見込まれるため、場合によっては、次年度号への掲載となる場合があります。

⑤ 審査基準

「論文」については、主題の明晰さ、命題・事実・方法などにおける知見の新しさなどを基準とし、地方自治学会年報に掲載する学術論文としての適切さを審査します。査読結果によって、掲載可となる場合でも、「論文」ではなく、「ノート」として掲載可となることもあります。また、掲載の条件として修正が求められた場合には、再査読が行われます。

「ノート」については、論述が整理されていること、調査研究を刺激する可能性のあることなどを基準とし、提出された時点での完成度について、地方自治学会年報に掲載する「ノート」としての適切さを審査します。

但し、年報への掲載可能本数が「論文」「ノート」あわせて、最大3本であるため、掲載にあたっては「論文」を優先し、「掲載可」とされた「ノート」であっても、年報編集委員会がレフェリーによる相対評価に基づいて優先順位をつけ、順位の低い「ノート」の掲載を次年度号に送る判断をすることがあります。

また、掲載の条件として修正が求められた場合には、再査読が行われます。

⑤ 掲載可となった原稿の提出

早ければ5月初旬、再査読が必要になった場合でも、6月初旬には、年報編集委員会から応募者に対して、掲載の可否についての最終の連絡をします。

掲載否の場合は、レフェリーの判断を年報編集委員会にて取りまとめたうえ、応募者に文書にて通知します。

掲載可の場合は、年報編集委員会からの通知を受けて、6月末日までに、日本地方自治学会年報編集委員会委員長宛に、完全原稿1部とその電子情報（ワード）を添付ファイルにて提出してください。

⑥ 校正等

年報は、11月下旬までの刊行を目指しますが、その間に、著者校正を2回程度お願いします。

5 その他

公募論文の年報への掲載に際しては、年報編集委員会による簡単な応募状況などの報告のみを付します。

以 上